

第 3 編 地震災害対策

第 1 章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第1節 計画的な地震防災対策の推進

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、学校教育課、消防本部
	町以外の機関等	県

第1 基本的な考え方

平成24年度から2か年にわたり県が実施した地震被害想定調査により、東日本大震災等を参考に想定した地震や津波が発生した場合の被害量や被害の特徴及び県民生活への影響が明らかになった。

この調査結果を踏まえ、県民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるために、耐震化の促進、津波対策の推進、地域防災力の強化等、ハード、ソフト両面からの各種取組を着実に実施していく必要がある。

このため、県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。以下、「法」という。）に基づく「地震減災行動計画」を、他の各種災害まで広げた「秋田県防災・減災行動計画（平成28年度策定、【計画期間】平成28～令和2年度）」及び、「地震防災緊急事業五箇年計画」（以下「五箇年計画」という。）を策定し、計画的な地震防災対策を推進するものとしている。

町は、これらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図る。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

1. 五箇年計画の対象地区

過去の被害地震の分布状況及び活断層の分布状況等、本町の地震災害環境を勘案し、法第2条第1項に規定する地区は本町を含む県全域となっている。

2. 五箇年計画の修正

五箇年計画の期間中において地震防災上の事由により計画を修正する必要があるときは、県は国その他の関係機関と調整し、法第2条第4項の規定による五箇年計画の変更を行うことになっている。

3. 第6次五箇年計画の対象施設等

本町において、第6次五箇年計画（令和3年度から令和7年度までの期間）に定められている町域に関する地震防災上緊急に整備すべき施設等は、法第3条第1項各号に掲げる種別において次の施設等である。

(1) 消防用施設（第3号）

町は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため、消防用施設等の整備を推進する。

事業の概要	実施予定年度
<u>消防車両整備事業（小型動力ポンプ付積載車）</u>	<u>R3～R5(完成)</u>

事業の概要	実施予定年度
<u>ため池等整備事業（用排水）</u>	<u>R3～R6</u>
<u>消防車両整備事業（資機材搬送車）</u>	<u>R4(完成)</u>

(2) 備蓄倉庫（第17号）

町は、災害時に避難された方々に速やかに備蓄物資を提供できるよう、備蓄倉庫の整備を推進する。

事業の概要	実施予定年度
<u>備蓄倉庫建設事業</u>	<u>R5 ※令和6年2月に完成</u>

第2節 火災予防計画

実施機関	町の主な担当課	消防本部
	町以外の機関等	消防団

第1 基本的な考え方

令和6年能登半島地震では石川県輪島市で大規模火災が発生し、約240棟が焼損し、約49,000㎡が焼失した。このように地震に伴い同時に発生する火災による二次災害の危険性は高い。

このため、町及び消防機関等は、地震火災発生の未然防止と延焼被害の軽減を図るため、消防力の強化及び充実に努めるとともに、防火思想の普及及び予防査察の実施等、必要な予防対策を推進する。

第2 出火防止と初期消火

1. 現況

町及び消防機関は、県と一体となって、消防力の充実強化と火災予防組合等の組織化及び町民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めている。

特に、耐震安全装置付火気使用設備器具、住宅用火災警報器等の普及と消火器、消火用バケツの備付け、水の汲み置き等について指導に努めている。

2. 対策

町及び消防機関は、県と連携して、次の対策を推進する。

(1) 消防力の強化

消防職員及び団員の充足を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を活用し、消防施設及び資器材を整備して消防力を強化する。特に震災時における交通途絶等を考慮し、防火水槽、小型動力ポンプ及び消火器等の整備に努める。

(2) 燃焼器具等の管理指導

地震発生時における石油、ガス等の燃焼器具、電気器具、石油類及び発火性薬品等の管理と適正な使用方法について、指導に努める。

(3) 防火思想の普及

防災関係機関、関係団体と協力して、町民に対する防火思想の普及徹底を図る。

(4) 出火防止及び初期消火の周知徹底

町民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知徹底を図るとともに、各家庭に消火器、消火用バケツの備え付けと初期消火技術の向上について指導に努める。

(5) 火災予防条例等の普及徹底

町民に対し、火災予防の規制に関する普及や、住宅用火災警報器の設置及び維持管理について促進を図る。

第3 火災延焼拡大の防止

1. 現況

町及び消防機関は、地震時の火災の延焼拡大を防止するために、消防力の強化を推進している。

2. 対策

町及び消防機関は、次の対策を推進する。

(1) 訓練の実施

防火対象物及び自主防災組織に対し消防訓練を実施し、震災時の対応について指導する。

(2) 自主防災組織の育成

町内会等の自主防災組織の結成が推進されるよう、その必要性について普及啓発に努め、組織的な初期消火能力の向上を図る。

第4 消防水利の整備

1. 現況

地震発生時には、水道施設の損壊等による消火栓の断水・機能低下や、道路・建物等の損壊による消防用自動車の通行障害等が発生し、消防活動が制約されることが予想される。このため、平常時から自然水利等の状況を確認し使用に備えるとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を活用し、防火水槽等消防水利の整備を計画的に実施している。

2. 対策

- (1) 防火水槽の設置に当たっては、木造家屋の密集地、避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）及び避難路の周辺等を優先的に整備する。
- (2) 防火水槽の構造は耐震性とする。
- (3) 老朽化した防火水槽の改修及び解体を行う。
- (4) 消防水利確保のため、上水道消火栓の整備を行う。
- (5) 自然水利等を効率的に利用する。

第3節 建築物等の災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、建設課、学校教育課、消防本部
	町以外の機関等	県

第1 基本的な考え方

地震による建築物等の倒壊、損壊等の被害の発生は、そこに住んでいる人や利用している人にも人的被害が生じる可能性があるだけでなく、延焼や倒壊等により、その周辺の建築物等にも被害が生じたり、倒壊した建築物による道路交通に支障を及ぼしたり、災害発生後の応急対策に大きく影響を与える。

また、そもそも地震から生き延びるためには、建築物等の倒壊、損壊等がないことが前提であること、建物の倒壊による行方不明者の搜索、死傷者への医療・検死などの対応には災害応急対策にとって相当の労力が割かれること、避難所は倒壊の心配がなく安全であることなどを考えたとき、地震災害において建物の「耐震化・不燃化」はもっとも重要な施策である。

そのため、町は、「五城目町耐震改修促進計画（第2期計画）〔令和3年度～令和7年度〕（令和3年3月作成）」に基づき、一般建築物や公共施設等の「耐震化・不燃化」を進めるとともに、計画に基づく啓発および知識の普及を図る。

第2 公共建築物等

1. 現 況

公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災活動の拠点となるものであり、「耐震化・不燃化」対策の強化が必要である。今後、補強する建物については計画的な耐震補強を実施する予定である。

2. 対 策

町（総務課）は、「五城目町公共施設等総合管理計画（令和4年6月更新）」を策定し、その中において管理に関する基本的な方針を定め、以下の対策を推進する。

(1) 町施設

町が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮して、その施設の管理者が施設の耐震診断、点検を実施するとともに、必要な耐震補強・改修及び耐火・不燃化等を行うよう努める。また、天井の仕上げ材等の非構造部材についても、耐震性の確保を図るため、各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

(2) 学校施設

町（学校教育課）は、学校施設について文部科学省の指針に基づく非構造部材の定期的な点検を実施するとともに、異状箇所について、改修・改善を図る。

(3) 町営住宅

町（建設課）は、「五城目町町営住宅長寿命化計画（令和4年9月）」等を策定し、耐震診断を行うとともに町営住宅の計画的な建替や維持保全の推進を図る。

第3 一般の建築物

1. 現 況

建築関係法令等の徹底により、建築物及び特定工作物等の安全性はかなり高い水準に達しつつある。しかし、建築基準法の耐震規定の改正以前に建設されたものについては、引き続き耐震性の強化を図る必要がある。

また、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が放置され管理不全な状態となることを防止し、町民及び地域の安全・安心の確保並びに生活環境の保全を図ることを目的として、町は、「五城目町空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成26年4月1日から施行している。

2. 対 策

町（建設課・住民生活課）は、消防本部及び防災関係機関と連携して、以下の対策を推進する。

(1) 建築物の耐震化の促進

百貨店、ホテル、劇場等、不特定かつ多数の者が集合・利用するような既存建築物及び緊急輸送路沿いの建築物について、耐震診断・改修等の実施を指導し、耐震性の確保に努める。

(2) 住宅等の地震・防火対策

ア 町民からの地震対策に関する一般的な相談には、建設課が当たる。この際、パンフレット、リーフレット等を活用して、住宅等の地震対策について指導する。

イ 町民が耐震化に関する相談や簡易な耐震診断方法の説明を受けられる耐震相談窓口を建設課内に設置し、パンフレットの配布や融資制度に関する情報提供等を行う。

ウ 老朽木造住宅や宅地の震災性等について、診断及び補強方法等を指導する。指導に当たっては、**秋田県**建築士会などの建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。

エ 建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した「地震防災マップ」を作成し周知を図る。

オ 耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことにより、別々に行うより安価・短期間で行うことができるメリットがあることから、町（建設課）の相談窓口において、耐震改修情報の提供に努める。

カ 密集住宅地等における防災機能の向上を推進する。

キ 町（住民生活課）は町民に対し、「五城目町空き家等の適正管理に関する条例」を周知し、空き家の適正な管理を推進する。

(3) 特殊建築物、昇降機の地震対策

ア 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。

イ 建築物の防災性能の保持及び既設エレベーターの耐震改善等、防災上必要な指導、勧告を行う。

(4) 落下物対策

窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下物による災害を未然に防止するため、中心市街地の道沿いにある3階以上の建築物を調査し、改修指導を行って安全を図る。

また、大規模空間を持つ建築物については、その所有者に対し、天井落下防止のため、日頃の点検の重要性を継続的に啓発していく。

第4 ブロック塀、石塀等

1. 現 況

ブロック塀等の安全性については、特に建築基準法施行令等に基づいて審査、指導等を行っていない。既存のものについては、地震に対して脆弱である。

2. 対 策

町（建設課）において、建築基準法施行令等に基づいて、指導等を行っていく。

- (1) 既存のブロック塀に対する耐震補強等の必要性について、所有者等に指導する。
- (2) 関係業界に対して適正な設計、施工を指導し、倒壊による災害を防止する。
- (3) ホームページにパンフレット等を掲載する等、所有者等に改善を促すよう、日頃からの点検を含めて啓発する。

第5 家具等の転倒防止

1. 現 況

地震によって（特に震度6以上で顕著）家具、冷蔵庫、テレビ等が移動、転倒し、また柱や壁に掛けられた時計、額縁、装飾品等が落下して、人的被害や火災発生の原因となるおそれがある。建物の耐震化により倒壊を免れても、家具等の転倒により多数の死傷者が発生する可能性があることから、町（建設課）は防災関係機関と連携し、建物の「耐震化・不燃化」に次ぐ重要事項と位置づけ、町民に対して「家具固定」の啓発を進めていく。

2. 対 策

町（建設課）は、町民に対して、「家具固定」の重要性について啓発を進める。

- (1) 「家具固定」のやり方について、講習会を実施し、正しい知識の普及を図ると同時に、自主防災組織の中に指導者を育成する。
- (2) 上記の指導者を中心に、自主防災組織内の「家具固定」率の向上を図る。
- (3) 「家具固定」率の向上に資するための制度の創設を検討する。
- (4) 事業所に対しては、コピー機や書棚等オフィス家具の転倒・移動防止対策の啓発を図る。

第6 宅地の災害防止

1. 現 況

大規模地震等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念

されるため、宅地の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

2. 対 策

町（建設課）は、新規の開発行為に伴う宅地等の造成について申請があった際には、都市計画法を始めとした各種基準に基づき、当該開発計画の是非について判断する。なお、開発事業者は、開発行為に伴う土工量や、現地における地質や地下水位状況等を勘案し、当該開発計画について土質力学上の安全性を確認するよう努めるものとする。

町は、県と連携して、既存の宅地については、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、日頃から地滑りや崖崩れの兆候の早期発見に努めるよう、所有者、管理者等に対してその旨注意喚起する。

第7 エレベーターの閉じ込め防止対策

町（建設課）は、地震時におけるエレベーターの閉じ込め等を防止するため、初期微動を感知して最寄りの階に停止し、ドアを開放する装置等の地震対策がなされていないエレベーターの所有者等に対し、その重要性を啓発していく。

第4節 公共施設災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	<u>住民生活課、建設課、総務課</u>
	町以外の機関等	県、東北電力株式会社、東日本旅客鉄道株式会社

第1 基本的な考え方

道路、橋梁、上下水道、電気、鉄道などの公共施設は、町民の日常生活や社会経済活動上、非常に重要な役割を担っている。また、これらの施設の被災は、町及び防災関係機関の災害発生時の緊急対策及び応急対策等全般に重大な支障を及ぼすため、早期の応急復旧が求められる。

そのため、町及びこれらの施設管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の耐震化に努め、関係機関が連携を図りながら施設災害の防護を図る。

第2 道路及び橋梁

1. 道路及び橋梁

(1) 道路全体の耐震点検と対策工事

道路管理者は、次の地震災害予防対策を行う。

ア 地震に対する緊急輸送道路ネットワーク等の防災力向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。

イ 防災補修工事を必要とする箇所について、工法決定のための測量・地質調査・設計等を行い、その対策工事を実施する。

ウ 発災時の応急対策や通行規制並びに情報収集・提供を迅速に行うために情報連絡施設・体制等の整備を図る。

エ 対策の優先順位は、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案し決定する。

(2) 橋梁等の耐震点検と対策工事

ア 施設管理者は、道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な維持管理を行う。

イ 町は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕及び架け替えを行う。

第3 河川管理施設

(1) 施設、設備の点検

河川管理者は、「河川構造物の耐震性能照査指針 (令和6年3月29日更新 国土交通省)」に基づき、河川管理施設の耐震診断を実施する。

(2) 耐震性の強化

河川管理者は、診断結果を踏まえ、重要度に応じて河川管理施設の耐震補強を進める。

第4 上水道

(1) 施設の強化

町は、上水道施設について、次の予防対策を行う。

ア 災害に対する施設の安全性向上を図るため、浄・配水施設等基幹的水道施設の建設について、災害を受けにくい箇所を選定するとともに、耐震構造により建設する。

イ 既存の施設において、耐震診断等の結果により被害が予想される場合、最新の基準や準拠示方書等に基づいて必要な改良又は更新を検討する。

ウ 基幹病院や防災拠点等、人命の安全に関わる重要施設への供給ラインについて、災害によって供給が遮断されないよう、重点的に耐震化を進める。

エ 施設の新設・更新時は、地盤の状況等を勘案したうえで、耐震性の高い構造とする。

(2) 応急給水体制と資器材の整備

町は、次の応急給水体制と資器材の整備を行う。

ア 水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。

イ 応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等を整備する。

第5 下水道施設

町は、災害時における町民の衛生的な生活環境を確保するため、次により施設の耐震性の強化を図るほか、業務の継続に向けた取組を進める。

(1) 管渠の耐震化

町は、次の下水管渠の耐震化対策を行う。

ア 地質が軟弱又は不均等な地区に布設された下水管渠を重点に、老朽化が著しいものから補強を実施する。

イ 新たに下水管渠を布設する場合は、基礎地盤条件等を考慮し、総合的見地から検討を重ねて計画する。

ウ 地盤の悪い場所に布設する場合は、マンホールと管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(2) マンホールポンプ等の耐震化

町は、マンホールポンプ等の耐震化を行う。

ア マンホールポンプ等と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、町は、老朽化した箇所は速やかに補強する。

イ 管渠、マンホールポンプ等の耐震対策に当たっては、公益財団法人日本下水道協会が定める「下水道施設の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。

(3) 施設の液状化対策の推進

町は、以下の液状化対策を行う。

ア 地域特性及び地盤を調査し、液状化の可能性のある場合は、あらかじめ地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を実施する。

イ 液状化が発生した場合でも、あらかじめ施設の被害防止対策を検討する。

(4) 施設の浸水対策の推進

町は、浸水が想定されるマンホールポンプ等で、被害発生時の施設機能確保のため、浸水対策の推進に努める。

(5) 維持管理による機能の確保

町は、下水道台帳を整理、保管する。また、町は、下水道施設を定期的に点検し、施設及び機能状態の把握に努める。

(6) 防災体制の確立

町は、災害発生時の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うため、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、災害時の業務継続性を高める。なお、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に当たっては、「下水道ＢＣＰ策定マニュアル [（公益財団法人日本下水道協会）](#)」に基づいて行う。

第６ 電力施設

東北電力株式会社、[東北電力ネットワーク株式会社](#)は、次の地震災害予防対策を実施する。

(1) 設備の耐震性の強化

- ア 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。
- イ 不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。
- ウ 新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地盤を避ける。

(2) 電力施設予防点検

定期的に電力施設の巡視点検を実施する。

(3) 災害復旧体制の確立

- ア 情報連絡体制を確保する。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ 復旧用資材及び輸送力を確保する。

(4) 防災訓練の実施

- ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別、又は総合的に実施する。
- イ 各防災機関の実施する訓練に参加する。

第７ 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社は、次の予防対策を実施する。

(1) 施設、設備の点検

耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

(2) 列車の防護

- ア 地震発生時は、その規模に応じて、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。
- イ 乗務員に対する情報伝達は、地震の発生と同時に無線等により行う。

(3) 防災訓練及び機材の整備

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行うとともに、必要な資機材を整備する。

(4) 情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通しなどの広報を行う。そのため、鉄道事業者、県及び報道機関が、それぞれの機関及び機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保する。

(5) 安全確認手順等の社内体制の充実

災害発生時における安全確保のための運転規制や早期運転再開のための安全確認手順等を確立する。

また、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保するなど、社内体制の充実に努

める。

第5節 農業災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	農林振興課・農業委員会
	町以外の機関等	農業用施設等の管理者

第1 基本的な考え方

地震により、農地の崩壊や農業用施設の倒壊等の被害が発生する可能性がある。

そのため、町は、既設の農地及び農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設に当たっては耐震性の向上を図る。

第2 農地及び農業用施設

1. 現 況

農村部では労働人口の高齢化と兼業化等が進み、農地及び農業用施設等の維持管理が十分でなく、施設等が老朽化しているものがある。

2. 対 策

- (1) 農業用施設等の管理者は、地震によって決壊または転倒のおそれのある頭首工、樋門、揚排水機場、水路等については、県営及び団体営事業で補強、改修を実施する。
- (2) 地震によって水田の亀裂、かんがい施設等に被害が出た場合は、水不足等によって農作物に大きな影響がでる。この場合には、管理者は、亀裂部周囲への盛土、揚水機による灌水等によって被害の防止、軽減を図る。

第6節 積雪期の地震災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、まちづくり課、健康福祉課、建設課、消防本部
	町以外の機関等	県、消防団、自主防災組織、町内会、五城目町社会福祉協議会

第1 基本的な考え方

積雪厳寒期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、積雪や低温により、人的・経済的に大きな被害を及ぼすことが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、連携した除排雪体制の強化、克雪施設の整備等、総合的な雪対策を推進し、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の総合的・長期的対策の推進によって確立されるものであり、関係機関が相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立に努める。

第3 交通の確保

1. 道路交通の確保

地震時には、防災関係機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、国、県及び町は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進するものとする。

(1) 除雪体制の強化

ア 一般国道・県道・町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ 除雪区間の延長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強を促進する。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・雪崩防止柵等の施設の整備を促進する。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1. 家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理不可能な高齢者・要援護世帯については、町（健康福祉課）の「高齢者世帯等除雪支援事業」を活用したり、地域ボランティアを育成し地域の助け合いによる除雪を活用したりする。

なお、町は地域の助け合いによる除雪体制が促進されるよう、地域・町などがそれぞれの立場で有する資源を活用し協力して除雪体制を構築する「協働のまちづくり」の手法による雪対策についても検討する。

2. 積雪期の避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）、避難路の確保

積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整理し、中心市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、融雪施設等の面的整備を促進して、避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）及び避難路の確保を図る。

3. 克雪住宅の普及等

県及び町は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。

また、町は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

4. 消防水利の整備

積雪厳寒期には、積雪や凍結等により消防水利の確保に困難をきたすことが想定されるため、町（消防本部）は、消火栓周辺の除雪等、消防水利の適正管理に努めるとともに、積雪期に対応した消防水利の整備について検討する。

5. 空き家対策の推進

町（住民生活課）は、積雪による空き家の倒壊等を防止するため、管理不全な状態の空き家の所有者等へ、適正管理について指導・勧告等を行う。

第5 要配慮者に対する除排雪支援

町（健康福祉課）は、自力での屋根雪処理が困難な要配慮者に対しては、地域の助け合いによる相互扶助やボランティア等の協力により屋根の雪下ろしや除排雪に努めるものとする。

第6 除排雪に関するボランティア活動

1. 安全の確保

町（健康福祉課）は、町社会福祉協議会と協力して、ボランティアに対する事故防止対策と現場指導を徹底し、次のような事故の防止に努める。

- (1) 屋根の雪下ろし作業時の滑落事故
- (2) 気温の上昇による屋根からの落雪による事故
- (3) 重機（ロータリー車等）に巻き込まれる等の交通事故

2. 健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろしや、除排雪等、運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗等により、脳血管疾患や心疾患等を発症する引き金となることもあるため、注意喚起が必要である。

このため、町（健康福祉課）及び町社会福祉協議会並びに防災関係機関は、ボランティアの健康管理には十分に配慮するものとする。

3. ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る防災ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

4. 事業者保険への加入

募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガやボランティア活動保険の対象外の疾病等に対応するため、事業者保険に加入するものとする。

第7 緊急活動体制の整備

1. 冬期緊急道路確保路線図の策定

各道路管理者は、冬期緊急道路確保路線図の策定に努めるものとする。

2. 交通手段の確保

各道路管理者は、県、市町村及び防災関係機関と連携し、所管する道路または他機関所管道路の除排雪を実施し、幹線交通路及び生活道路の交通を確保するものとする。

3. 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、地震による通信の途絶を防止するため、所管する情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域においては、町内会長、消防団長との通信手段を確保するため、アンサーバック機能付きの防災行政無線や衛星携帯電話等の整備を図る。

4. 除排雪・暖房用資機材の備蓄

町は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等の防寒・除排雪用資機材の備蓄に努める。

町は、電源を必要としない暖房器具及び燃料等の暖房用資機材の備蓄に努める。

第8 臨時ヘリポートの整備

孤立が予想される集落または隣接地区に、臨時ヘリポートを確保し、ヘリポート、並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。

◆第5編 資料編

「12-3 臨時ヘリポート設定基準」

「12-4 臨時ヘリポート設置場所」

第7節 行政機能の維持・確保計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課
	町以外の機関等	防災関係機関

第1 基本的な考え方

町及び防災関係機関は、地震発生後の混乱期に町民の生命を守り、被害の拡大を最小限にとどめるため、迅速な防災活動を開始する組織を、あらかじめ整備しておく必要がある。

そのため、町は、業務継続マネジメント（BCM）の構築及び業務継続計画（BCP）の策定に努め、利用できる資源に制約が生じた場合でも、非常時の優先業務について災害直後から実施できる体制をつくる。また、災害発生後にも必要となる住民データ等の各種情報については、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。

第2 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画（BCP）とは、地震発生時、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な人員及び資材の確保状況を分析し、不足している場合には、中長期的な確保対策を検討し、短期的な対策として当面できる補強・代行手段等を明確にすることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務遂行を行うための計画である。

町は、大規模な地震災害時にあっても適切に業務が遂行できるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。

策定に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第3 住民票等情報のバックアップ

町は、磁気ディスクにより複製した住民票やその他の重要な情報について、地震被害想定調査の結果や町庁舎の立地条件等を勘案のうえ、必要に応じ、複数のバックアップデータの作成や、庁舎外への保管について検討する。

第8節 津波災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、農林振興課・農業委員会、建設課、学校教育課、消防本部
	町以外の機関等	県、消防団、各学校施設、自主防災組織、町内会

第1 基本的な考え方

津波災害から身を守るためには、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じた時、又はゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、急いで高所に避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現する必要がある。本町においては、海岸はないものの、県から示されている最大クラスの津波（L2 津波）の「津波浸水想定区域（農地・道路など）」や、津波が河川を遡上した場合に危険となる「馬場目川堤防の内側」から避難することを基本とする。

そのため、町は、様々な機会に、多様な手段により、地域の実情に応じて津波防災に関する啓発及び教育を実施する。また、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第2 津波に関する知識の普及・啓発

町は、津波に関する知識を町民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動をとることができるよう、ハザードマップ等を活用し、広報紙、町ホームページ等の広報媒体や、防災出前講座や地域コミュニティ活動などの多種多様な手段・機会を活用して、津波防災意識の向上を図る。

なお、本町の浸水域の状況から、特に農地を利用する農業者への啓発活動には力を入れる。

第3 防災教育の推進

町は、小中学校において地域の特徴や、海岸を持つ他市町村の過去の津波の教訓等を活かした防災教育に努め、本町を離れ他の地域に行っても津波災害から身を守る力を養う。

第4 津波防災訓練の実施

町は、町民及び防災関係機関等と連携し、津波災害を想定した情報収集伝達、避難等の総合訓練を定期的に実施する。

また、この訓練から得られた課題を整理・検討のうえ、防災関係職員への防災教育に反映させる。

第5 避難・避難場所

町では、指定緊急避難場所を定めており、「津波浸水想定区域（農地・道路など）」から最も近い農村環境改善センター（グラウンド）・旧大川小学校を、避難場所として定め、最短ルートを避難経路とする。いずれにしても、本町の場合「津波浸水想定区域（農地・道路など）」は限定的で、しかも人家は含まれていないため、まずは危険な箇所である「津波浸水想定区域（農地・道路など）」や「馬場目川堤防の内側」を把握のうえ、当該場所から避難することを基本にする。

また、町は、指定緊急避難場所や避難路等の周知を図るため、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等の設置に努める。

第6 津波浸水想定区域への看板の設置

町では、「津波浸水想定区域（農地・道路など）」に区域を知らせる看板を設置し、道路利用者や地域住民、土地の利用者、釣り客等の津波に対する避難対策や防災意識の向上を図る。

第3編 地震災害対策

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 地震情報の伝達

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、まちづくり課・議会事務局、消防本部
	町以外の機関等	県、秋田地方気象台
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

第1 基本的な考え方

地震発生直後において、町は、秋田地方気象台からの情報や秋田県総合防災情報システム等により地震・津波情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員体制を確立する。さらに、防災行政無線や防災情報のメール配信、広報車等により、町民へ迅速・的確な伝達に努める。また、伝達する内容は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい表現に努める。

第2 緊急地震速報の種類及び発表基準

1. 緊急地震速報の発表

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し地震動による被害の軽減を図る。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。

2. 緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁は地震動警報・予報の発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用い、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。

区分	名称	発表内容
地震動警報	緊急地震速報（警報）	<u>最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された時に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの</u>
地震動予報	緊急地震速報（予報）	<u>最大震度3以上又はM3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想された時に発表するもの</u>

注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生し

た場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

3. 緊急地震速報及び震度速報で用いる地域の名称

秋田県沿岸北部、秋田県沿岸南部、秋田県内陸北部、秋田県内陸南部

4. 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容緊急地震速報（警報）の発表条件・内容

(1) 緊急地震速報を発表する条件

- 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合

(2) 緊急地震速報の内容

- 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- 強い揺れ（震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な予測震度と猶予時間は発表しない。

5. 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

6. 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外の集客施設	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわてて

入手場所	とるべき行動の具体例
	<u>スピードを落とすことはしない。</u> <u>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</u> <u>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</u>

第3 地震情報等

1. 地震情報

気象庁は、以下の地震情報を発信する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表 <u>または若干の海面変動が予想された時</u> ・緊急地震速報（警報）を発表 <u>時</u>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を <u>観測した地点と観測した震度</u> を発表する。 <u>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点</u> 名を発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。 <u>※</u> <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</u>
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	・震度1以上を観測した地震のうち <u>長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）する。</u>

地震情報の種類	発表基準	内 容
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

2. 地震解説資料

秋田地方気象台は、以下の場合、防災等に係る活動の利用に適合するよう地震、津波情報及びこれらに関連する情報を編集した「地震解説資料」を作成し、市町村を含めた防災関係機関に提供する。加えて、平成 26 年 4 月からは、迅速な初動対応に配慮し、現象発生後 30 分程度で提供する「地震解説資料（速報版）」の運用を開始している。

なお、町へは秋田県防災情報提供システム等により提供されている。

<u>解説資料等の種類</u>	<u>発表基準</u>	<u>内容</u>
<u>地震解説資料（速報版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> ・ 秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 秋田県内で震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	<u>地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u>
<u>地震解説資料（詳細版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> ・ 秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 秋田県内で震度 5 弱以上を観測 ・ 社会的に関心の高い地震が発生	<u>地震発生後 1～2 時間を目途に第 1 号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u>
<u>月間地震概況</u>	・ <u>定期（毎月初旬）</u>	<u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内及び東北地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u>
<u>週間地震概況</u>	・ <u>定期（毎週金曜）</u>	<u>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。</u>

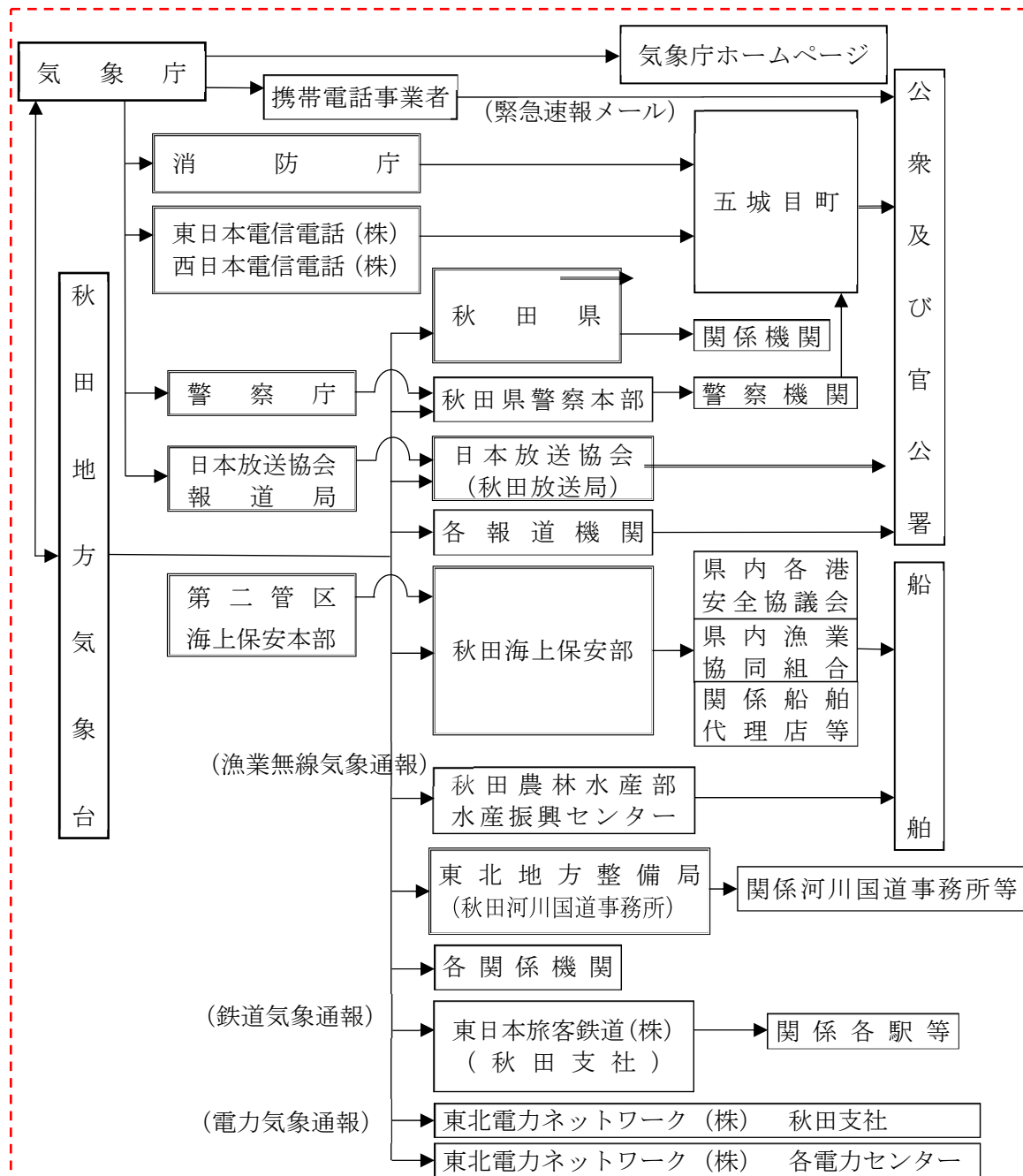
第 4 地震・津波情報、津波予報の伝達

本町では、平成 28 年 3 月に大川地区飛地（通称：地先）の農地・道路など（0.7k㎡）が、

津波浸水想定区域（最大 1.0～2.0m）になった旨県より示されているが、あくまで予想される最大の津波（海岸部約 10m）が発生し、堤防の 75%が沈下した場合に浸水が発生するものである。

よって、大津波警報（特別警報）が発表された場合にのみ、秋田県総合防災情報システムで受信した秋田地方気象台から出される地震・津波情報、津波予報等の津波関連の情報を、庁舎内、住民、関係機関などへ伝達する。

地震・津波情報の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号及び第 3 号並びに第 9 条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が

義務づけられている伝達経路

第2節 ライフライン施設応急対策

実施機関	町の主な担当課	建設課、 <u>住民生活課</u> 、 <u>総務課</u>
	町以外の機関等	県、消防団、五城目警察署、各学校施設、自主防災組織、町内会、事業所、医療機関、五城目町社会福祉協議会、指定公共機関等
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

第1 基本的な考え方

ライフライン施設において、地震災害は最も被害が甚大・広範囲になる恐れがあり脅威である。また、ライフライン施設の速やかな復旧が、他の災害応急対策に与える影響も大きいこと、また被災した住民に与える心理的な影響もあることから、各施設の管理責任者は日頃からその組織体制や復旧資材の確保などに努め、災害時の迅速な復旧を目指す。

第2 電力施設

(1) 東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社

東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社の地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。

ア 災害時の組織体制

防災体制を発令し、非常災害対策本部を設置するとともに、このもとに、設備ごと、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

イ 動員体制(応急復旧要員の確保)

防災体制発令後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。被害が多大で当該店所のみで早期復旧が困難な場合は、他店所等に応援を要請し要員を確保する。

ウ 二次災害防止措置

二次災害の危険が予想される場合は、送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

エ 被害状況の把握と情報連絡体制

被害状況は、各班が設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）ごとに被害状況を迅速・的確に把握し、別に定める通報連絡経路に従って報告する。

また、災害に関する連絡は、非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。

オ 広報活動

停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車及び町防災行政無線等を利用して、被害の状況や復旧の見通し等について広報する。

カ 復旧資材の確保

- ① 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。
- ② 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約した運送会社の車両、又はヘリコプター等により行う。
- ③ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と

思われる場合は、町災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

キ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、病院、交通、通信、報道機関及び公共機関等を優先する等、社会的影響、復旧効果の大きいものから実施する。

第3 上水道施設

町は、次の上水道施設の応急復旧等を行う。

(1) 応急体制の整備

町災害対策本部の中に、給水班（建設課）を設ける。

(2) 情報の収集伝達

地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行うとともに、断・減水等の被害の把握に努めるほか、関係機関との連絡を密にする。

また、被害状況及び復旧の見通し、給水活動の状況について保健所長に報告する。

(3) 広報活動

断・減水等の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関に通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等の情報について、防災行政無線、登録制メール、町広報車、テレビ、ラジオ、町ホームページ等により、住民に対し周知を図る。

(4) 応急復旧活動

ア 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。

イ 施設が被災したときは、被災箇所から有害物等が混入しないように措置する。特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知を徹底する。

ウ 水道事業者は、応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請する。

エ 自衛隊の応援を必要とする場合は、県に派遣要請をする。

(5) 応援協力活動

ア 町は、指定水道工事事業者等と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保するとともに、必要がある場合、近隣市町村又は被災地域外の水道工事事業者等に応援・協力を求める。

イ 水道工事事業者、水道資機材の取扱い業者及び防災関係機関は、町が実施する応急復旧活動に協力する。

ウ 県は、市町村相互の応援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行うとともに、水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援命令等、適切な措置を講じ、被災地の水道の早期復旧に努める。

第4 下水道施設

町は、次の下水道施設の応急復旧等を行う。

(1) 施設被害の把握

災害発生とともに施設をパトロールし、被害情報を収集する。

(2) 広報活動

施設に被害が発生した場合、防災行政無線、登録制メール、町広報車、テレビ、ラジオ、町ホームページ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。

(3) 応急復旧

ア 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。

イ マンホールポンプ及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。

ウ 停電、断水等による二次的な災害に対しても、速やかに対処する。

第5 電信電話施設

(1) 東日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社の地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。

ア 災害時の組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、次の対策組織を設置する。

- ① 情報連絡室
- ② 災害対策本部

イ 動員体制

防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ① 社員の非常配置
- ② 社員の非常招集方法
- ③ 関係組織相互間に対する応援要請方法
- ④ 工事会社等の応援要請方法

ウ 被害状況の把握と情報連絡体制

災害において、被害状況の把握と情報連絡並びに重要通信を確保するため、迅速に次の初動措置を行う。

- ① 被害状況の把握
 - ・被害の概況調査
 - ・社内外からの被害に関する情報の迅速な収集
 - ・被害の詳細調査
 - ・現地調査班等による被害の全貌を把握
- ② 情報連絡
 - ・情報の記録・分析

- ・情報連絡用打合せ回線の作成
- ・情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認
- ・状況による情報連絡要員の増員等体制強化
- ・社外の災害対策機関との連絡、協力
- ・気象、道路状況等に関する情報の収集

エ 広報活動

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について、広報車およびホームページ等により地域の住民等に広報する。さらに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたる広報活動を行う。

- ① 災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限の状況と理由
- ③ 災害用伝言ダイヤル 171 運用開始のお知らせ
- ④ 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- ⑤ 住民に対して協力を要請する事項
- ⑥ その他必要な事項

オ 復旧資材等の確保

応急復旧に必要な資材については、当該支店保有の資材を使用する。不足が生じるときは、本社及び各支店等が保有する資材を使用する。

また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用機器材等を配備する。

- ① ポータブル衛星装置搭載 災害対策衛星通信車両
- ② 移動電源車及び可搬電源装置
- ③ 応急復旧ケーブル
- ④ その他の応急復旧用諸装置

(2) 株式会社N T T ドコモ

株式会社N T T ドコモの地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。

ア 災害時の組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成する。

- ① 情報連絡室
- ② 支援本部
- ③ 災害対策本部

イ 動員体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合の業務運営、もしくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定める。

- ① 社員の非常配置及び服務基準
- ② 社員の非常招集の方法
- ③ 関係組織相互間の応援の要請方法

ウ 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を監視し通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時は、設備の状況を監視し、必要に応じてトラフィックコントロールを行い、通信の疎通を図り重要通信を確保する。

エ 広報活動

- ① 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合、通信の疎通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ、広報車等で直接当該被災地住民に周知する。

オ 災害対策用資機材等の確保と整備

- ① 災害対策用資機材等を確保し、災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
- ② 災害対策用資機材等の輸送災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。

(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。

ア 災害時の対策組織体制

災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害等の状況により、速やかに次の対策組織を設置する。

- ① 災害対策本部
- ② 情報連絡室

イ 動員体制

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、業務の運営、もしくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定める。

- ① 社員の非常配置及び服務標準
- ② 社員の非常招集の方法
- ③ 関係組織相互間の応援の要請方法

ウ 被害状況の把握と情報連絡体制

災害等が発生し、又は発生するおそれがある時は、重要通信の確保、もしくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡、周知を図る。

- ① 気象状況、災害予報、サイバー攻撃に関わる情報等
- ② 電気通信設備等の被害状況、疎通状況、及び停電状況
- ③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ④ 被災設備、回線等の復旧状況

エ 広報活動

- ① 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合、通信の疎通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等で周知する。

オ 復旧資材等の確保

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- ① 応急復旧ケーブル
- ② 移動電源車
- ③ その他の応急復旧用諸装置

(4) KDD I 株式会社

KDD I 株式会社の地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。

ア 災害時の対策組織体制

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する現地対策室をあらかじめ編成する。

イ 動員体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合の業務運営、もしくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定める。

- ① 社員の非常配置
- ② 社員の非常招集の方法
- ③ 関係組織相互間の応援の要請方法
- ④ 工事請負業者の応援要請方法

ウ 被害状況の把握と情報連絡体制

災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を監視し、通信リソースを効果的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視し、必要に応じてトラフィックコントロールを行い通信の疎通を図り重要通信を確保する。

エ 広報活動

- ① 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信の疎通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等で直接当該被災地住民に周知する。

オ 復旧資材等の確保

- ① 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用器材、消耗品等の確保に努める。
- ② 被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用

機器材等を配備している。

- ・車両型無線基地局
- ・可搬型無線基地局
- ・移動電源及び可搬電源装置
- ・応急復旧ケーブル
- ・その他の応急復旧用諸装置

(5) ソフトバンクモバイル株式会社

ソフトバンクモバイル株式会社の地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。

ア 災害時の対策組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じた対策組織を設置する。

また、各対策組織が緊密に連絡をとり、機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

イ 動員体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、業務の運営、もしくは応急復旧に必要な動員を円滑に行う。このため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定める。

- ① 社員の非常配備及び勤務体系
- ② 社員の非常招集の方法
- ③ 関係組織相互間の応援の要請方法

ウ 被害状況の把握と情報連絡体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、重要通信の確保、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

- ① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

エ 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合、通信の~~疎~~通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の~~疎~~通ができないことによる社会不安の解消を務める。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

オ 復旧資材等の確保

災害対策用資機材等の確保と整備をするため、次のとおり実施する。

- ① 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

- ③ 災害対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。また、効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

第3節 地震避難

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、健康福祉課、建設課、消防本部
	町以外の機関等	五城目警察署、消防団、自主防災組織、町内会、各施設の管理者
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

第1 基本的な考え方

大きな地震（震度 6 弱以上）が発生した場合、町民は、揺れが収まり身の安全が確保された後に、公園等に集合し、町内会、自主防災組織等の協力のもと要配慮者の無事を確認する。

火災等の発生により危険な場合は、安全な避難場所に避難する。その後、周囲の安全が確認され、かつ自宅の耐震性が確保されている場合、自宅にもどり、そこでの生活を継続する。

第2 避難情報の発表

町は、地震発生後の火災や崖崩れ等から町民の安全を確保するため、状況に応じ、避難指示を発表する。

避難の区分及び基準は、次のとおりである。

種類	内容	基準
<u>避難指示</u>	その地域の居住者等を拘束するものではないが、 <u>被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、居住者等の避難のために立退かせる</u> 行為である。	○火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ○がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき ○有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき ○その他災害の状況により、町長（本部長）が必要と認めるとき

なお、避難情報の発表の詳細については、第2編一般災害対策 第2章災害応急対策計画 第8節避難対策に定めるとおりとする。

第3 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定の詳細については、第2編一般災害対策 第2章災害応急対策計画 第8節避難対策に定めるとおりとする。

第4 避難誘導

避難は、隣近所で声かけを行って避難することを原則とする。

時間的余裕がある場合、避難行動要支援者の避難支援は、別に定める個別避難計画によるものとする。

認定こども園、小中学校、要配慮者施設等は、各施設管理者等が避難誘導を行う。町は、警察署及び消防本部と連携して、安全を確保しながら主要交差点等で避難誘導にあたる。

第5 避難所の開設・運営

町は、避難指示を発表した場合は、あらかじめ指定された避難所を開設する。

避難所には町職員を派遣し、町内会、自主防災組織等と協力して避難者の受入れを行う。

避難所の開設・運営の詳細については、第2編一般災害対策 第2章災害応急対策計画 第8節避難対策に定めるとおりとする。

第4節 津波災害応急対策計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、農林振興課・農業委員会、建設課、消防本部
	町以外の機関等	県、秋田地方気象台、消防団、五城目警察署、自主防災組織、町内会
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

第1 基本的な考え方

津波に関する情報（大津波警報「特別警報」）を受信したときは、町民及び関係機関に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、効果的な災害応急対策活動や確実な避難の実施に役立てる。また、伝達する内容は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい表現に努める。

なお、本町では、想定される最大の津波の場合に津波による浸水が発生することから、津波警報や津波注意報については町として独自に情報発信はしない。

第2 津波警報等

1. 津波警報等

秋田地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。

警報・注意報の種類	発表基準	発表される津波の高さ		<u>想定される被害と取るべき行動</u>
		数値の発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 <u>(10m<予想される津波の最大波の高さ)</u>	巨大	<u>(巨大)</u> <u>巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>
		10m <u>(5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</u>		
		5m <u>(3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</u>		

警報・注意報の種類	発表基準	発表される津波の高さ		<u>想定される被害と取るべき行動</u>
		数値の発表	巨大地震の場合の発表	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m <u>(1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</u>	高い	<u>(高い)</u> <u>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</u> <u>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m <u>(0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)</u>	<u>(表記しない)</u>	<u>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</u> <u>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</u> <u>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</u>

- 注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 4 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 5 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 6 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

2. 津波予報

秋田地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0. 2m未満の海面変動が予想された時 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0. 2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続する時 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3. 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類の表に記載)を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報(※1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報(※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0. 2m以上	数値で発表
	0. 2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

第3 地震・津波情報、津波予報の伝達

国、県及び町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

大津波警報が発表され、秋田地方気象台から地震・津波情報、津波予報等が発表されたとき、県、町及び防災関係機関等は速やかに受領し、次により「津波浸水想定区域（農地・道路など）」や、「馬場目川堤防の内側」にいる住民に対して伝達する。第3編地震災害対策 第2章災害応急対策計画 第1節地震情報の伝達 第3 地震・津波情報、津波予報の伝達の「地震・津波情報の伝達系統図」も参照。

県	県は、総合防災課が情報・予報を受領する。総合防災課長は、 <u>秋田</u> 県総合防災情報システムにより町長、消防本部消防長及び防災関係機関等に通知する。
町	1 町において情報の伝達を受けた場合は、住民生活課長は総務課長（町災害対策本部総務部庶務班： <u>避難指示</u> の発令業務担当）にも伝達する。 2 町長は、受領した情報・予報を本計画の定めるところにより、防災行政無線、 <u>登録制メール</u> 、広報車等で速やかに町民及び関係団体等に伝達し、周知徹底を図る。 3 震度4以上と推測される揺れを感じたとき、または揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象台の津波予報発表を待たずに馬場目川の水面の監視体制に努める。 4 水面監視情報は、電話、防災行政無線（未整備）等により町長に伝達する。
放送機関	受領した情報・予報は放送を介し直ちに広報する。また、津波警報または津波注意報の伝達については、気象業務法に定めるとおりとする。
その他の防災関係機関	防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、さらに県及び町と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力のうへ情報の周知徹底・共有化を図る。 1 警察は、津波予報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に「津波浸水想定 <u>区域</u> （農地・道路など）」や、「馬場目川堤防の内側」にいる住民に対して伝達する。

第4 避難対策

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

1. 避難指示の判断基準

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域は以下の区分とする。ただし、津波は局地的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。

- ①大津波警報：「津波浸水想定区域（農地・道路など）」や、「馬場目川堤防の内側」
- ②津波警報：なし
- ③津波注意報：なし

【避難指示の判断基準】

大津波警報「特別警報」が発表された場合に、避難指示を発令する。

2. 避難指示の実施責任者

津波が発生し、または発生するおそれがある場合、町は、危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難指示の発令や避難誘導等を、的確に実施する。

実施責任者	内 容（要件）	根 拠 法
町 長	災害全般	災対法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、または町長から要求があったとき）	災対法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	〃（ 〃 ）	災対法第61条
知 事	災害全般（ただし災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災対法第60条
自 衛 官	〃 （警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法第94条の2
知事またはその命を受けた職員 水防管理者 （町 長）	洪水、 <u>雨水出水、津波又は</u> 高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条

3. 防災従事者の安全確保

被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を十分に確保しつつ、津波の到達時間等も考慮するとともに、危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保を図り、迅速に業務にあたる。